【平成20年6月13日法律第65号改正後】

**第四十五条**　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一　第三十七条、第三十八条第三号から第五号まで及び第四十条第一号　金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二　第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四　金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約の相手方

三　第四十一条の四及び第四十一条の五　金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方

四　第四十二条の五から第四十二条の七まで　金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第四十五条　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一　第三十七条、第三十八条第三号から第五号まで及び第四十条第一号　金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二　第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四　金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約の相手方

三　第四十一条の四及び第四十一条の五　金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方

四　第四十二条の五から第四十二条の七まで　金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方

（改正前）

（新設）